

## 平成 22 年 廃棄物処理法の改正について

### ○改正の概要

<b>1. 廃棄物を排出する事業者等による適正な処理を確保するための対策の強化</b>		
1-①	産業廃棄物の事業場外保管届出制度	P 2
1-②	建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の一元化	P 2
1-③	マニフェスト制度の強化	P 4
1-④	帳簿備え付け事業者の追加	P 5
1-⑤	産業廃棄物処理業者に対する処理困難廃棄物の通知義務	P 6
1-⑥	事業者の産業廃棄物の処理状況確認努力義務	P 8
1-⑦	土地所有者等に係る通報努力義務	P 8
1-⑧	措置命令等の対象の追加	P 8
1-⑨	不法投棄等の罰則強化	P 9
<b>2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化</b>		
2-①	廃棄物処理施設に係る定期検査	P 9
2-②	廃棄物処理施設に係る維持管理情報の公開	P 1 0
2-③	廃棄物処理施設に係る事故時応急措置の記録	P 1 2
2-④	最終処分場旧設置者等に係る施設維持管理義務	P 1 3
2-⑤	維持管理積立金に係る規定の整備	P 1 3
2-⑥	管理型最終処分場における導水管等の凍結による破損防止措置	P 1 3
<b>3. 産業廃棄物処理業の優良化の推進等</b>		
3-①	優良な産業廃棄物処理業者に係る許可の有効期間の特例	P 1 4
3-②	許可の欠格要件に係る規定の合理化	P 1 6
3-③	産業廃棄物収集運搬業許可の合理化	P 1 6
<b>4. 排出抑制の徹底</b>		
4-①	多量排出事業者処理計画に係る担保規定	P 1 7
<b>5. 適正な循環的利用の確保</b>		
5-①	廃棄物輸入許可対象の追加	P 1 8
5-②	環境大臣認定制度に係る監督規定の整備	P 1 8
<b>6. 焼却時の熱利用の促進</b>		
6-①	熱回収施設設置者認定制度	P 1 9
<b>7. その他</b>		
7-①	経理的基礎に関する提出書類の追加	P 2 0
7-②	廃石綿の処分に係る規制の強化	P 2 0
7-③	産業廃棄物処理施設の処理能力変更に係る手続き	P 2 1
7-④	広域再生利用指定制度の廃止	P 2 1

### ○ 施行日

平成 2 3 年 4 月 1 日

(不法投棄等の違反に係る罰則強化 (罰金 3 億円以下) については平成 22 年 6 月 28 日施行)

## 1. 廃棄物を排出する事業者等による適正な処理を確保するための対策の強化

### 1-① 産業廃棄物の事業場外保管届出制度 (全部追加)

#### (1) 届出対象者

**建設工事に伴い生じる(特別管理)産業廃棄物を、排出した事業場の外において、自ら保管(保管の用に供される場所の面積が300㎡以上の場所で行うものに限る。)**を行おうとする事業者

(注：中間処理後産業廃棄物も届出対象)

#### ※ 届出対象外となる保管

- ・ 産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の事業の用に供される施設(保管の場所を含む。)において行われる保管
- ・ 設置許可を受けた産業廃棄物処理施設(法15条施設)において行われる保管
- ・ PCB廃棄物特別措置法第8条の規定による届出に係るPCB廃棄物の保管

#### (2) 届出時期

- ・ 保管を行おうとするとき  
(非常災害のために必要な応急措置の場合)
  - ・ 届出事項を変更しようとするとき
  - ・ 保管をやめたとき
- ・ ・ ・ あらかじめ届出
  - ・ ・ ・ 保管の日から14日以内)
  - ・ ・ ・ あらかじめ届出
  - ・ ・ ・ 保管をやめた日から30日以内

#### ※ 経過措置

施行日時点で事業場外保管が行われているとき・・・平成23年6月30日までに届出

#### (3) 罰則規定

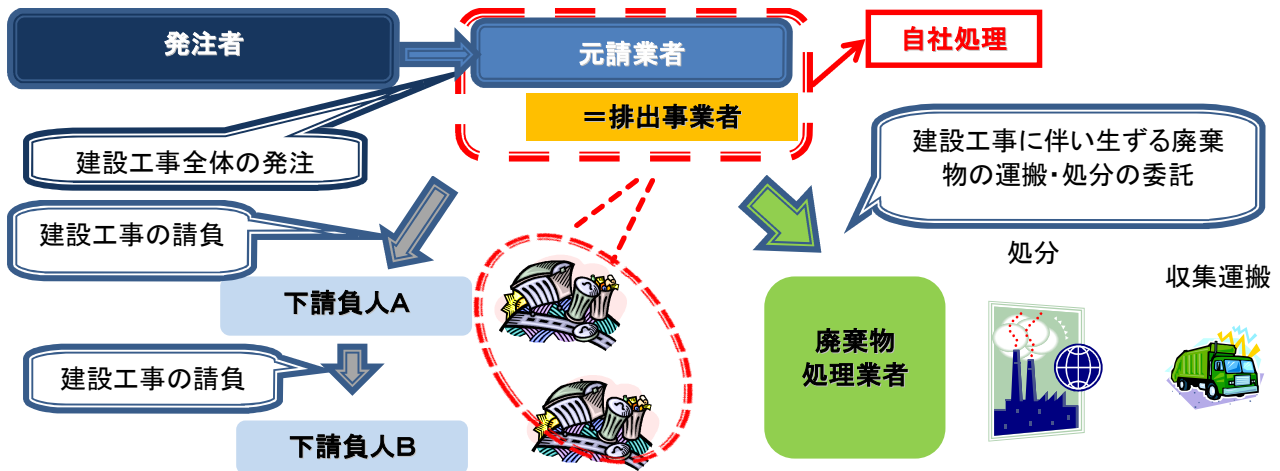
届出をせず、又は虚偽の届出をしたものは6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金  
(非常災害のために必要な応急措置の場合、20万円以下の過料)

### 1-② 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の一元化 (全部追加)

#### (1) 元請業者への処理責任一元化

土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。)が、**数次の請負によって行われる場合**にあっては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律の規定の適用については、当該建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の**注文者から直接建設工事を請け負った建設業**(建設工事を請け負う営業(その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。)をいう。以下同じ。)を**営む者**(以下「元請業者」という。)を**事業者**とする。

建設系廃棄物については、元請業者が排出事業者として、自ら処理又は委託処理  
 ⇒ 原則として、下請負人は廃棄物処理業の許可を有して元請業者から適法な委託を受けた場合にのみ廃棄物処理が可能



(2) 下請負人による建設現場内での保管

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について当該建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者から当該建設工事の全部又は一部を請け負った建設業を営む者（以下「下請負人」という。）が行う保管に関しては、**当該下請負人もまた事業者とみなして、産業廃棄物保管基準、改善命令の規定を適用**する。

建設工事現場内の保管について、元請業者及び下請業者に産業廃棄物保管基準を適用

(3) 下請負人が行う廃棄物の運搬にかかる例外

**建設工事に伴い生ずる廃棄物（環境省令で定めるもの<sup>\*1</sup>に限る。）**について当該建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより**下請負人が自らその運搬を行う場合**については、(1)の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。

また、当該廃棄物を**運搬する下請負人は**、改正された処理基準に基づき、**書面<sup>\*2</sup>を携行**しなければならない。

- ・ 下請負人は、原則として、収集運搬業の許可がなければ廃棄物の収集又は運搬を行うことはできない。
- ・ 環境省令で定める廃棄物の運搬に限り、収集運搬業許可は不要だが、処理基準に従って運搬する必要がある

※1 環境省令で定めるもの・・・次のいずれにも該当すると認められる廃棄物

一 次のいずれかに該当する**建設工事に伴い生ずる廃棄物であるもの**

ア **建設工事**（建築物等の全部又は一部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く。）であって、**その請負代金の額が500万円以下**であるもの

※ 建設工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合は、これを一の契約で請け負ったものとみなして適用する。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは含まれない。

イ 引渡しがされた建築物等の瑕疵の補修に関する工事であって、これが請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額が500万円以下であるもの。

二 特別管理廃棄物以外の廃棄物であること

三 次のように運搬されるもの

ア **1回当たりに運搬される量が1m<sup>3</sup>以下**であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの。

イ 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する**元請業者が所有権を有する施設（積替え又は保管の場所を含む。）に運搬されるもの。**

ウ 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの。

※2 携行する書面

- ・当該廃棄物が環境省令で定める廃棄物であることを証する書面
- ・請負契約で定めるところにより自ら運搬を行うものであることを証する書面

(4) 元請業者からの委託を受けずに下請負人が行う委託

建設工事に伴い生ずる廃棄物について下請負人がその運搬又は処分を他人に委託する場合には、(1)の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。

排出事業者である元請業者が、委託基準に従い産業廃棄物処理業者等に委託しなければならないが、下請負人が廃棄物の処理を他人に委託する場合に法の適用がなくなるため、下請負人に委託基準及びマニフェストを交付等の義務を適用し、適正処理が確保されるよう措置。

#### 1-③ マニフェスト制度の強化 (一部追加)

(1) 管理票（マニフェスト）交付者に係るマニフェストの写しの保存

- ・ A票 ・ ・ ・ 交付した日から5年間
- ・ B2、D、E票 ・ ・ ・ 運搬受託者及び処分受託者から送付があった日から5年間

(2) マニフェストの交付を受けない産業廃棄物の引受け禁止

マニフェストを交付しなければならないこととされている(特別管理)産業廃棄物の運搬受託者又は処分受託者は、マニフェストの交付を受けていないにもかかわらず、当該委託に係る(特別管理)産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。

(3) 措置命令対象者の追加

上記(1)、(2)に違反した者

(4) 罰則規定

マニフェストの保存又はその写しを保存しなかった者、マニフェストの交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けた運搬受託者又は処分受託者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金。

#### 1-④ 帳簿備え付け事業者の追加 (一部追加)

次に掲げる事業者は、帳簿を備え、(特別管理)産業廃棄物の処理に係る事項を記載しなければならない。また、帳簿は**事業場ごと**に備え、**毎月末までに、前月中における事項**について、記載を終了していなければならない。

(1) 対象事業者

- ・ 産業廃棄物処理施設(法15条施設)を設置している事業者
- ・ 産業廃棄物処理施設(法15条施設)以外の焼却施設を設置している事業者
- ・ 排出事業場外において自ら処分(再生)を行う事業者
- ・ 特別管理産業廃棄物を生ずる事業者

(廃棄物処理業者が備える帳簿については別途必要)

(2) 記載事項

(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

追加 追加

帳簿を備える者		①産業廃棄物処理施設(法 15 条施設)を設置している事業者	②産業廃棄物処理施設(法 15 条施設)以外の焼却施設を設置している事業者	③排出事業場外において自ら処分(再生)を行う事業者	④特別管理産業廃棄物を生ずる事業者
記載すべき事項					
運搬	1 当該(特別管理)産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地	—	—	○	○
	2 運搬年月日	—	—	○	○
	3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	—	—	○	○
	4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	—	—	○	○
処分	1 当該(特別管理)産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地	—	—	○	○
	2 処分年月日	○	○	○	○
	3 処分方法ごとの処分量	○	○	○	○
	4 処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量	○	○	○	○

(3) 保存期間

1年ごとに帳簿を閉鎖し、閉鎖後5年間保存

(4) 罰則規定

帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者は、30万円以下の罰金

1-⑤ 産業廃棄物処理業者に対する処理困難廃棄物の通知義務 (全部追加)

(特別管理)産業廃棄物収集運搬業者及び(特別管理)産業廃棄物処分業者は、現に委託を受けている**(特別管理)産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由**が生じたときは、遅滞なく、その旨を当該委託した者に書面により通知しなければならない。

## (1) 対象事業者

次に掲げる事由が生じた(特別管理)産業廃棄物収集運搬業者及び(特別管理)産業廃棄物処分業者

- ・ 産業廃棄物の処理施設において破損その他の事故が発生し、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する産業廃棄物の数量が処分等のための保管上限に達したこと。
- ・ 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分がその事業の範囲に含まれないこととなったこと。
- ・ 事業の用に供する産業廃棄物処理施設を廃止し、又は休止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の処分を行うことができなくなったこと。
- ・ 事業の用に供する産業廃棄物処理施設である最終処分場に係る埋立処分が終了したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の埋立処分を行うことができなくなったこと。
- ・ 役員などが欠格要件に該当するに至ったこと。
- ・ 事業停止命令を受けたこと。
- ・ 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、施設許可の取消しを受けたこと。
- ・ 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、使用停止命令、改善命令又は措置命令を受け、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する産業廃棄物の数量が処分等のための保管上限に達したこと。

## (2) 通知すべき受託者の範囲

- ・ 適正処理が困難となった産業廃棄物に係る委託契約を締結している排出事業者すべて

## (3) 通知の記載事項

- ・ 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- ・ (1)に掲げる事由が生じた年月日及び当該事由の内容

## (4) 通知時期

(1)に掲げる事由が生じた日から **10日以内**

## (5) (特別管理)産業廃棄物処理業者に係る通知の写しの保存期間

当該通知の日から5年間(通知の発出及び保存は、電子ファイルで行うことも可能。)

(6) 通知を受けた事業者が講ずべき措置

次に掲げる場合にあつては、生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じるとともに、**30日以内**に措置内容等報告書を都道府県知事等に提出しなければならない。

- ・ 収集運搬業者に引き渡した廃棄物（通知した収集運搬業者に運搬を委託したものに限る。）について運搬が終了した旨のマニフェストの交付を受けていない場合
- ・ 収集運搬業者又は処分業者に引き渡した廃棄物（通知をした処分業者に処分を委託した者に限る。）について処分が終了した旨のマニフェストの交付を受けていない場合

(6) 罰則規定

- ・ 処理困難の通知をしなかった者、虚偽の通知をした者、又は通知の写しを保存しなかった者は、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金
- ・ 措置内容等報告書の提出に係る違反について、勧告を受け、命令に従わなかった者は、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金

**1-⑥ 事業者の産業廃棄物の処理状況確認努力義務** (一部追加)

事業者は、(特別管理)産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**1-⑦ 土地所有者等に係る通報努力義務** (全部追加)

**土地の所有者又は占有者**は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によって**不適正に処理された廃棄物**と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事等又は市町村長に通報するように努めなければならない。

**1-⑧ 措置命令等の対象の追加** (一部追加)

(1) 報告徴収対象の追加

- ・ その他の関係者：不適正処理がなされた土地の所有者、占有者や不適正処理の関与が疑われる者を広く含む

(2) 立入検査対象の追加

- ・ その他の関係者の事務所・事業場、車両、船舶その他の場所<sup>※</sup>を追加

※ その他の場所：航空機、コンテナ等を広く含む

(3) 措置命令対象の追加

- ・ 産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管
- ・ 産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管



- ・ マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けた者
- ・ 建設工事の下請負人が措置命令を受ける場合のその元請業者（適正に他人に委託して排出事業者責任を果たしていた者を除く。）

#### 1-⑨ 不法投棄等の罰則強化 （一部変更・追加）

##### （1） 3億円\*以下の罰金

不法投棄・不法焼却・無確認輸出（未遂も含む。）、無許可営業、許可の不正取得に係る法人に対しての罰金（時効期間：5年）

（※ 変更前：1億円）

##### （2） 6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

保管の届出違反

マニフェストの交付を受けない産業廃棄物の引受け禁止違反

処理困難時の委託者への通知義務・通知保存義務違反

##### （3） 30万円以下の罰金

定期検査の拒否・妨害・忌避

##### （4） 20万円以下の過料

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の提出、実施状況報告義務違反

## 2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

#### 2-① 廃棄物処理施設に係る定期検査 （全部追加）

一般廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）の許可を受けた者及び**産業廃棄物処理施設**（焼却施設、石綿溶融施設、PCB処理施設、最終処分場）の**設置者は、廃棄物処理施設の技術上の基準に適合しているかどうかについて、都道府県知事等による定期検査を受けなければならない。**

##### （1） 定期検査の申請

定期検査を受けようとする者は、**あらかじめ**、申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

##### （2） 定期検査の期間

新規設置許可若しくは変更許可に伴う使用前検査を受けた日、又は直近の定期検査を受けた日のうち**いずれか遅い日から、5年3月以内ごと**

## ※経過措置

施行の際に現に許可を受けている者は、次の期限までに定期検査を受けなければならない。

- ① 平成5年3月31日以前の許可施設 : 平成24年3月31日まで
- ② 平成5年4月1日～平成8年3月31日の許可施設 : 平成25年3月31日まで
- ③ 平成8年4月1日～平成10年3月31日の許可施設 : 平成26年3月31日まで
- ④ 平成10年4月1日～平成15年3月31日の許可施設 : 平成27年3月31日まで
- ⑤ 平成15年4月1日～平成23年3月31日の許可施設 : 平成28年3月31日まで

※ 過去の法令改正により、処理施設の設置許可を受けたものとみなされた施設が初めて受ける定期検査の受検期限については、許可を受けたとみなされた年月日により判断。

### (3) 罰則規定

定期検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、30万円以下の罰金

#### 2-② 廃棄物処理施設に係る維持管理情報の公開 (全部追加)

一般廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）の設置者（市町村が設置しているものも含む。）及び**産業廃棄物処理施設**（焼却施設、石綿溶融施設、PCB処理施設、最終処分場）の**設置者は、当該廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該廃棄物処理施設の維持管理の状況**に関する次の情報について、インターネットの利用その他の適切な方法\*により**公表しなければならない**。

※ インターネットでの公表が困難な連続測定に関する維持管理情報について、求めに応じてCD-ROMを配布することや、事業場での閲覧等が考えられる。

○焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）

	公表する事項	公表期間
1	処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日から3年間
2	連続測定することとされている(1)～(4)の測定に関する①～③に係る事項 (1) 燃焼室中の燃焼ガスの温度 (2) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度 (3) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度 (4) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合の焼成炉中の温度 ① 当該測定を行った位置 ② 当該測定結果の得られた年月日 ③ 当該測定の結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日から3年間
3	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日	除去を行った日の属する月の翌月の末日から3年間

4	<p>(1)～(2)の測定に関する①～③に係る事項</p> <p>(1) 1年に1回以上測定することとされている煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度</p> <p>(2) 6ヶ月に1回以上測定することとされている煙突から排出される排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）</p> <p>① 当該測定に係る排ガスの採取した位置</p> <p>② 当該測定に係る排ガスを採取した年月日</p> <p>③ 当該測定の結果の得られた年月日</p> <p>④ 当該測定の結果</p>	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日から3年間
---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------

○安定型最終処分場

	公表する事項	公表期間
1	埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日から3年間
2	<p>擁壁等の定期的な点検に関する次の事項</p> <p>① 当該点検を行った年月日及びその結果</p> <p>② 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び措置の内容</p>	<p>① 点検を行った日の属する月の翌月の末日から3年間</p> <p>② 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日から3年間</p>
3	年1回以上測定することとされている残余の埋立容量の測定を行った年月日及びその結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日から3年間
4	<p>最終処分場に搬入した産業廃棄物の展開検査に関する次の事項</p> <p>① 当該検査の各月ごとの実施回数</p> <p>② 当該検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日</p>	<p>① 翌月の末日から3年間</p> <p>② 当該付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日から3年間</p>
5	<p>最終処分場の周縁の地下水及び浸透水の水質検査に関する次の事項</p> <p>① 当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所</p> <p>② 当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日</p> <p>③ 当該水質検査の結果の得られた年月日</p> <p>④ 当該水質検査の結果</p>	水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日から3年間
6	<p>4の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く。）におけるその原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置に関する次の事項</p> <p>① 当該措置を講じた年月日</p> <p>② 当該措置の内容</p>	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日から3年間

○管理型最終処分場

	公表する事項	公表期間
1	埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日から3年間
2	<p>擁壁等の定期的な点検に関する次の事項</p> <p>① 当該点検を行った年月日及びその結果</p> <p>② 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置</p>	<p>① 点検を行った日の属する月の翌月の末日から3年間</p> <p>② 当該措置を講じた日の属する</p>

	を講じた年月日及び措置の内容	月の翌月の末日から3年間
3	遮水工の定期的な点検に関する次の事項 ① 当該点検を行った年月日及びその結果 ② 当該点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	① 点検を行った日の属する月の翌月の末日から3年間 ② 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日から3年間
4	最終処分場の周縁の地下水等及び放流水の水質検査（ダイオキシン類を含む。）に関する次の事項 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日 当該水質検査の結果を得られた年月日 当該水質検査の結果	水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日から3年間
5	4の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く。）におけるその原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置に関する次の事項 ① 当該措置を講じた年月日 ② 当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日から3年間
6	調整池の定期的な点検に関する次の事項 ① 当該点検を行った年月日及びその結果 ② 当該点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	① 点検を行った日の属する月の翌月の末日から3年間 ② 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日から3年間
7	浸出液処理設備の機能の状態の定期的な点検に関する次の事項 ① 当該点検を行った年月日及びその結果 ② 当該点検の結果、浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合に措置を講じたその年月日及び当該措置の内容	① 点検を行った日の属する月の翌月の末日から3年間 ② 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日から3年間
8	有効な防凍のための措置の状況に係る定期的な点検に関する次の事項 ① 当該点検を行った年月日及びその結果 ② 当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必要措置を講じた年月日及び必要措置の内容 注) 施行の際に現に許可を受けている者は、平成23年9月30日までの間は適用しない。	① 点検を行った日の属する月の翌月の末日から3年間 ② 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日から3年間
9	年1回以上測定することとされている残余の埋立容量の測定を行った年月日及びその結果	測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日から3年間

※ 一般廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）及び産業廃棄物処理施設（ガス化改質方式の焼却施設、電気炉等を用いた焼却施設、石綿熔融施設、PCB処理施設及び遮断型最終処分場）の公表事項等は、省略。

## 2-③ 廃棄物処理施設に係る事故時応急措置の記録（一部追加）

### ・中間処理施設

施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第21条の2第1項の事故時の応急の措置を含む。）の記録を作成し、3年間保存すること。

・最終処分場

埋立地に埋め立てられた産業廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理にあたって行った点検、検査その他の措置（法第 21 条の 2 第 1 項の事故時の応急の措置を含む。）の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

**2-④ 最終処分場旧設置者等に係る施設維持管理義務**（全部追加）

一般産業廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設である最終処分場について、許可を受けた者が当該許可を取り消されたときは、当該許可を取り消された者又はその承継人は、都道府県知事の廃止確認を受けるまでの間は、定期検査、維持管理、記録及び閲覧、改善命令、周辺への配慮、報告徴収、立入検査、技術管理者、事故時の措置の規定の適用についてはなお一般廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設の設置者とみなす。

※ 設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者等にその維持管理を義務付けたもの。

**2-⑤ 維持管理積立金に係る規定の整備**（一部追加）

特定産業廃棄物最終処分場の設置者又は特定産業廃棄物最終処分場の設置者であった者若しくはその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該特定産業廃棄物最終処分場を承継する者が存在しないときは、当該法人の役員であった者を含む。）は、当該特定産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができる。

都道府県知事等は、特定産業廃棄物最終処分場の設置者が、維持管理積立金の積立をしていないときは、当該産業廃棄物処理施設に係る許可を取り消すことができる。

**2-⑥ 管理型最終処分場における導水管等の凍結による破損防止措置**（全部追加）

一般廃棄物の最終処分場または産業廃棄物の管理型最終処分場において、浸出液処理設備に保有水等を流入させるために設ける導水管又は浸出液処理設備の配管の凍結による損壊のおそれがある部分には、有効な防凍のための措置が講じられていること。

当該措置の状況を定期的に点検し、異状を認めた場合は速やかに必要な措置を講ずること。

**※ 経過措置**

施行の際に現に許可を受けている者の最終処分場に関しては、**平成 23 年 9 月 30 日**までの間は適用しない。

### 3. 産業廃棄物処理業の優良化の推進等

#### 3-① 優良な産業廃棄物処理業者に係る許可の有効期間の特例 (全部追加)

優良で信頼できる処理業者を育成するために、現在は一律5年とされている産業廃棄物処理業の許可の有効期間について、優良基準に適合する業者については、**許可の有効期間が7年**となる。

##### (1) 許可の有効期間について

産業廃棄物処理業の許可の更新を受けた者であって、当該許可の更新に際し、優良基準に適合していると認められるものは、産業廃棄物処理業の許可の有効期間が**7年**となり、許可証に「**優良**」の記載が追加される。

##### (2) 優良基準

###### 1 従前の許可の有効期間において特定不利益処分を受けていないこと

※ 特定不利益処分：事業停止命令、改善命令、措置命令、許可の取消、認定の取消

###### 2 次に掲げる事項について、**申請の日前6月間にわたり、インターネットで公開**※し、かつ、所定の頻度により更新していること。

#### ※ 公開事項

##### 一 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分共通

○ 申請者が法人である場合には当該法人に関する事項（更新は、変更の都度（(5)は年1回以上））

〔(1)名称、(2)事務所又は事業場の所在地、(3)設立年月日、(4)資本金又は出資金、(5)代表者等の氏名及び就任年月日、(6)事業の内容

○ 申請者が個人である場合、氏名、住所及び事業の内容（更新は、変更の都度）

○ 事業計画の概要（更新は、変更の都度）

○ 許可証の写し（更新は、変更の都度）

○ 申請者が法人である場合、直前3年間分の財務諸表（更新は、年1回以上）

○ 事業者が産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法（更新は、変更の都度）

○ 業務を掌握する組織及び人員配置（更新は、変更の都度（人員配置については年1回以上））

○ 生活環境保全上の利害関係者に対する事業場の公開の有無及び公開頻度（更新は、変更の都度）

##### 二 産業廃棄物収集運搬業のみの公開事項

○ 運搬施設の種類及び数量並びに運搬車にかかる低公害車の導入の状況（更新は、年1回以上）

○ 積替え保管施設の所在地、面積、積替え保管を行う廃棄物の種類、保管上限（更新は、変更の都度）

○ 直前3年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に係る次の事項（更新は、年1回以上）

産業廃棄物の種類ごとの受入量、産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量

##### 三 産業廃棄物処分業のみの公開事項

- 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に係る当該施設ごとの事項（更新は、変更の都度）
    - 〔 設置場所、設置年月日、当該施設の種類、当該施設において処理する産業廃棄物の種類、処理能力、処理方式、構造及び設備の概要、当該施設について産業廃棄物処理施設の設置許可がある場合は許可証の写し
  - 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図（更新は、変更の都度）
  - 直前 1 年間に於いて事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（更新は、年 1 回以上）
    - 〔 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量、当該産業廃棄物の処分方法ごとの処分量、公開日の前々月の末日における当該産業廃棄物の保管量、当該産業廃棄物の処分後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法、当該産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法
  - 直前 3 年間の各月に於いて事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する事項（更新は、年 1 回以上）
    - 〔 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量、当該産業廃棄物の処分方法ごとの処分量  
当該産業廃棄物の処分後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量
  - 直前 3 年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（更新は、年 1 回以上） ※公開事項は、「維持管理の状況に関する情報」に同じ
  - 直前 3 年間の各月に於ける事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの熱回収より得られた熱量及び当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量（更新は、年 1 回以上）
- 3 IS014001 又はエコアクション 21 を取得していること。
  - 4 電子マニフェストの利用が可能であること。
  - 5 直前 3 年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が 10%以上であること。
  - 6 直前 3 年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が 0 円を超えていること。
  - 7 法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料並びに労働保険料を滞納していないこと。
  - 8 特定廃棄物最終処分場の維持管理積立金の積立をしていること。

## ※ 経過措置

平成 23 年 4 月 1 日の法施行の際現に産業廃棄物処理業の許可を受けている者が、その許可の有効期間の満了の日までの間に、優良基準に適合するものとして、都道府県知事等の確認を受けたときは、当該許可の有効期限は **7 年**とする。

確認を受けようとする者は、優良基準に適合することを証する書類等を添付した**優良基準適合確認申請書**を都道府県知事等に提出しなければならない。

※ 確認の申請の前 6 月間の情報公開期間には、施行前の規則に従って公開し、更新した期間を含む。

※ 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の許

可の区分ごとに確認を受けることができる。

### 3-② 許可の欠格要件に係る規定の合理化 (一部変更)

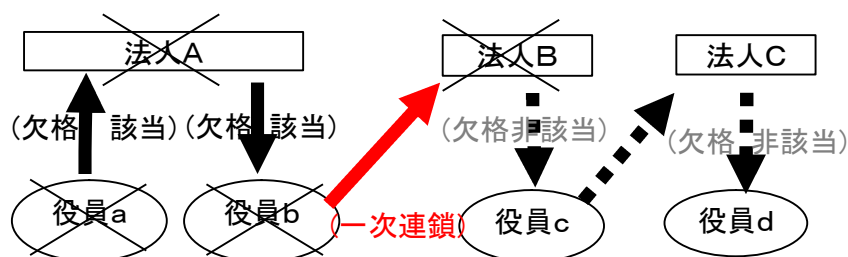
廃棄物処理法上の悪質性が重大な違反である場合は、違反した法人と当該法人の役員が兼任する会社の許可を取り消す。(一次連鎖まで)

廃棄物処理法上の悪質性が重大なものでない場合には、違反した法人の許可のみ取り消す。

⇒ 許可取消しが一時連鎖で留まるよう措置

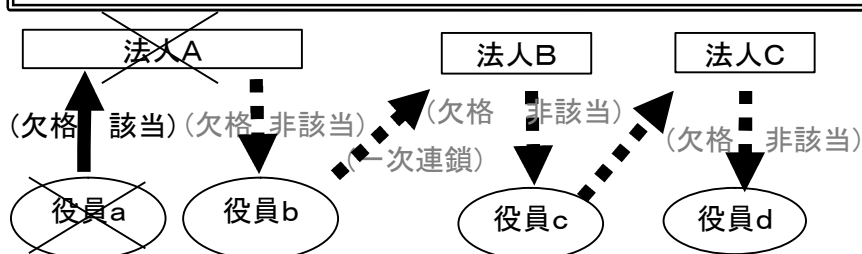
改正後

#### パターン① 法人Aの許可取消原因が、廃棄物処理法上、悪質性が重大なものである場合



廃棄物処理法上の悪質性が重大な場合  
○不法投棄等の刑罰が重い違法行為をした場合  
○暴力団が関与した場合  
○不正・不誠実な行為をするおそれがある場合  
○不正手段で許可を取得した場合

#### パターン② 法人Aの許可取消原因が、廃棄物処理法上、悪質性が重大なものでない場合



廃棄物処理法上の悪質性が重大でない場合  
○道交法等の他法に違反して禁固刑・罰金に処せられた場合  
○廃掃法中の刑罰が軽い違法行為をした場合  
○破産した場合 等

### 3-③ 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化 (一部変更)

法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務は、指定都市の長等が行う。

一 廃棄物再生事業者の登録に関する事務

二 産業廃棄物収集運搬業に関する事務 (次に掲げるものを除く)

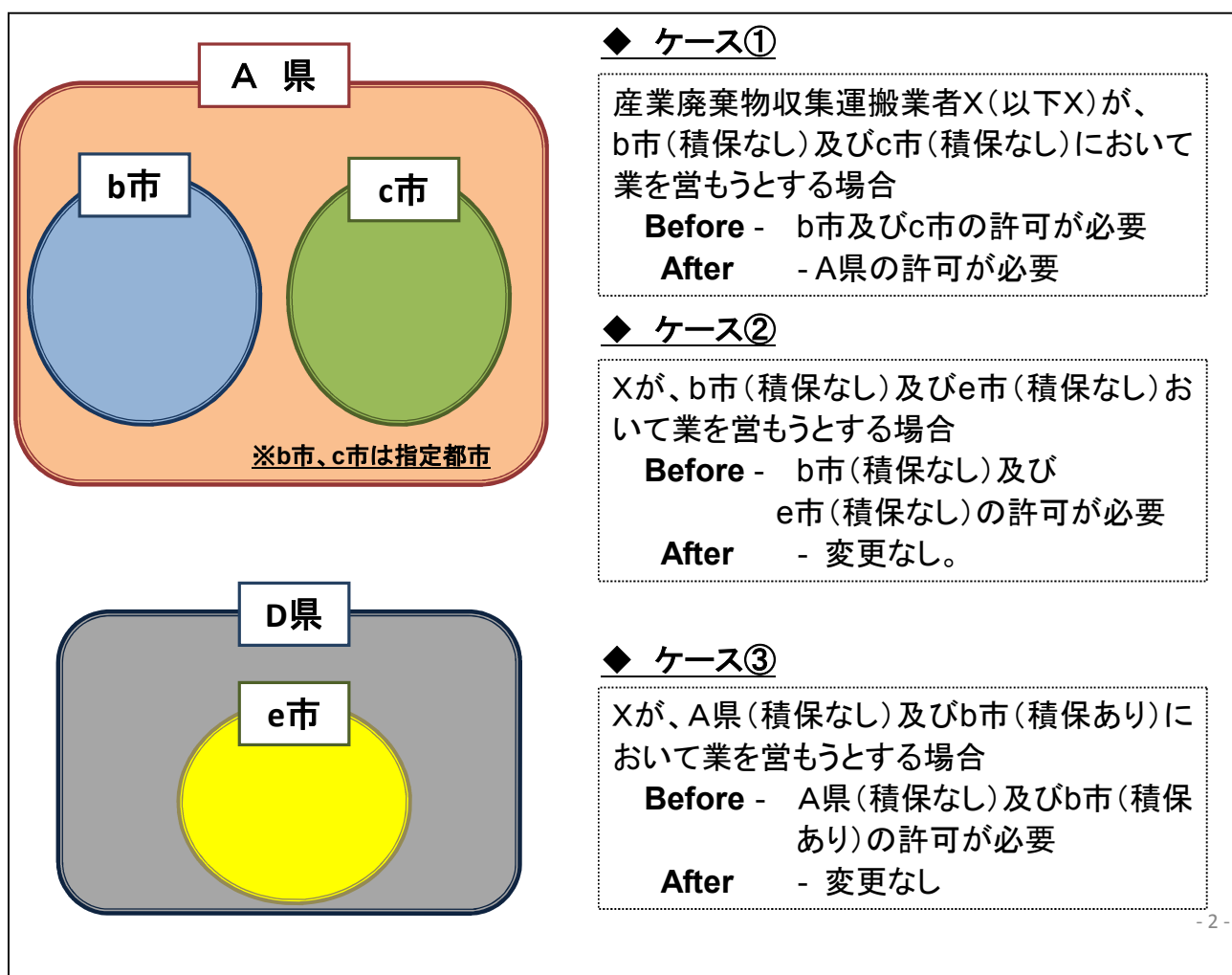
- ・ 都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可
- ・ 産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可



### 三 二に係る改善命令、許可取消、意見聴取に関する事務

#### ※ 経過措置

平成23年4月1日の法施行の際現に指定都市の長等の許可（以下「市長許可」という。）を受けている者であって、施行後において市長許可の範囲内で収集運搬業を行うには都道府県知事の許可又は変更の許可を受ける必要がある者は、市長許可の有効期間の満了の日までの間は、なお従前の例により市長許可の範囲内で（特別管理）産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる。



#### 4. 排出抑制の徹底

##### 4-① 多量排出事業者処理計画に係る担保規定 (一部変更)

多量排出事業者は、当該事業場に係る（特別管理）産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事等へその計画を当該年度の6月30日までに提出し、翌年度の6月30日までにその実施状況を報告しなければならない。

(1) 多量排出事象者

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000 t<sup>\*</sup>または特別管理産業廃棄物の発生量が50 t以上の事業場の設置者

※ 県は「福井県廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物産業廃棄物の発生量が500t以上1,000t未満の事業場の設置者も報告対象者としている。

(2) 計画書および報告書記載事項の追加

- ・全処理委託量
- ・優良認定処理業者への処理委託量、
- ・処理業者への再生利用委託量
- ・認定熱回収施設設置者への焼却処理委託量 等

(3) 罰則規定

計画を提出せず、虚偽の記載をしてこれを提出した者、実施状況を報告せず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

## 5. 適正な循環的利用の確保

### 5-① 廃棄物輸入許可対象の追加 (一部追加)

環境大臣の許可を受けて廃棄物を輸入できる者

- ・産業廃棄物処分業者
- ・許可施設を設置している自社処理事業者
- ・国外廃棄物を他人に委託して適正に処理することができ、当該国外廃棄物を国内において処分することにつき相当の理由があると認められる者<sup>\*</sup>

※ 対象・・・途上国等で処理が困難だが我が国では処理が可能な、自社（グループ企業、海外法人、商社等を含む。）の製品や、自社の工場から生じた廃棄物等。

### 5-② 環境大臣認定制度に係る監督規定等の整備 (一部追加)

(1) 認定に係る事項の変更手続規定の追加

- ・再生利用認定、広域的処理認定又は無害化処理認定に係る事項を変更する場合の認定及び届出規定の追加

(2) 認定取消し規定等の追加

- ・ 再生利用認定業者、広域的処理認定業者又は無害化処理認定業者に違反があった場合の認定取消規定の追加
- ・ 報告徴収及び立入検査対象に再生利用認定業者、広域的処理認定業者を追加

(3) 広域的認定処理業者に係る車両表示の合理化

## 6. 焼却時の熱利用の促進

### 6-① 熱回収施設設置者認定制度 (全部追加)

許可に係る一般廃棄物処理施設（焼却施設）又は、産業廃棄物処理施設（焼却施設）であって、**熱回収の機能を有するものを設置している者**は、環境省令で定めるところにより、次の認定基準のいずれにも適合していることについて、**都道府県知事等の認定を受けることができる。**

認定については、**5年ごとに更新**を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

#### (1) 認定基準

- 一 熱回収施設が、環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
  - ・ 産業廃棄物処理施設の技術上の基準（熱回収施設に係るものに限る。）に適合していること。
  - ・ 発電の用に供する熱回収施設にあつては、ボイラー及び発電機が設けられていること。ただし、発電の用に供する熱回収施設がガス化改質方式の焼却施設である場合にあつては、発電機が設けられていることをもって足りる。
  - ・ 発電の用に供する熱回収施設以外の熱回収施設にあつては、ボイラー又は熱交換器が設けられていること。
  - ・ 熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。
- 二 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続的に行うに足りるものとして、次の①及び②の基準に適合すること。
  - ・ 次の基準に適合した熱回収を行うことができる者であること。
    - ア 年間の熱回収率が、10%以上であること。（次の算式により算定すること。）

※ 認定申請書には、過去1年間の実績の添付が必要

$$A = \frac{E \times 3600 + H - F}{I} \times 100$$

A：熱回収率（単位：%）

E：熱回収により得られる熱を変換して得られる電気の量（単位メガワット時）

H：熱回収により得られる熱量からその熱の全部又は一部を電気に変換する場合における当該

変換される熱量を減じて得た熱量（単位メガジュール）

F：廃棄物以外の物であって燃焼の用に供することができるものを熱を得ることに利用することにより得られる熱量（単位メガジュール）

I：当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量（単位メガジュール）

イ 当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量の 30%を超えて燃料の投入を行わないこと。

三 当該熱回収施設における必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。

## （2）認定施設の利点

- ・ 定期検査の規定は適用しない。
- ・ 保管する産業廃棄物の数量を一日当たりの処理能力の 21 日分とすることができる。

## （3）熱回収率等の報告

- ・ 報告対象

**前年度の 1 年間における当該熱回収施設の熱回収率等**

- ・ 報告期限

**毎年 6 月 30 日まで**

## 7. その他

### 7-① 経理的基礎に関する提出書類の追加（一部追加）

会社法改正に伴い、廃棄物処理業等の申請に係る添付書類を追加

- ・ **株主資本等変動計算書**
- ・ **個別注記表**

### 7-② 廃石綿の処分に係る規制の強化（一部追加）

（1）大気中に飛散しないように、あらかじめ、固型化、薬剤<sup>※</sup>による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包すること。

※1 薬剤による安定化の例：

「粉じん飛散抑制剤」（大気汚染防止法）や「石綿飛散防止剤」（建築基準法）等の薬剤により石綿が飛散しないよう措置すること。

※2 その他これらに準ずる措置

「大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業に係る規制基準（作業基準）に定められている「薬液等により湿潤化すること」が該当

（2）埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う

等必要な措置を講ずること。

7-③ 産業廃棄物処理施設の処理能力変更に係る手続き (一部変更)

(1) 変更許可対象の変更

(変更前) 当該変更によって処理能力が10%以上変更されるに至るもの

(変更後) 当該変更によって処理能力が10%以上増大するもの

7-④ 広域再生利用指定制度の廃止

広域再生利用指定制度に係る経過措置の廃止 (広域的処理認定制度への移行)